

黒石市教育委員会告示第11号

黒石市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱を次のように定める。

平成28年2月26日

黒石市教育委員会教育長 阿保 淳 士

黒石市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 市は、黒石市いじめ防止基本方針（平成28年黒石市告示第 号・教育委員会告示第 号）の規定により、いじめの防止等に関する機関及び団体（以下「関係機関等」という。）の連携強化を図るため、黒石市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 関係機関等の取組状況の意見交換及び把握
- (2) 関係機関等が連携した施策の推進

(組織)

第3条 連絡協議会の委員は、次に掲げる関係機関等から選出された者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 黒石市小・中学校長会
- (2) 青森県立黒石養護学校
- (3) 黒石警察署生活安全課
- (4) 黒石市教育委員会事務局
- (5) 黒石市健康福祉部福祉総務課
- (6) 黒石市青少年相談センター
- (7) 黒石市連合PTA

(8) 黒石市子ども会育成連合会

(9) 中南地域県民局地域健康福祉部子ども総室（弘前児童相談所）

2 委員の任期は、委嘱の日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員が生じて補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長）

第4条 連絡協議会に議長を置く。

2 議長は、委員の互選によって選出する。

3 議長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

4 議長に事故があるときは又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 議長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（会議の招集）

第5条 連絡協議会が新たに組織された場合の最初の会議は、教育長が招集する。

2 前項に規定する会議以後は、必要に応じて議長が招集する。

（守秘義務）

第6条 連絡協議会の委員は、正当な理由なく、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第7条 連絡協議会の庶務は、教育委員会指導課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関して必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。